

令和 7 年 4 月 28 日

Ⅲ部生保護者の皆様

東京都立世田谷泉高等学校長

森田 常次（公印省略）

令和 7 年度都立学校給食代替費負担軽減支援金に係る交付申請について

都立学校において、食物アレルギー等のために給食の提供ができないと学校長が認めた場合に、給食の代替として保護者等が負担する食材料費に係る負担軽減を目的とする給食代替費負担軽減支援金制度について、下記のとおりお知らせいたします。

交付を希望する方は、事前に経営企画室窓口（または HP）で書類を受け取り、期日までに経営企画室窓口へ提出してください。

記

1 交付対象者

給食受給対象者のうち、次の（１）から（５）の理由で給食が提供できないため、年間を通じて完全弁当の対応を必要とする生徒で、学校長により交付対象者と決定された者

- （１）重度の食物アレルギー
- （２）宗教上の理由
- （３）治療食
- （４）経腸栄養剤
- （５）その他給食対応ができないと学校長が認める場合

2 支援金の額

一食当たりの給食費単価相当額（470 円）に給食回数を乗じた額

3 支給時期

半期毎に実績確定後支給（後期分については令和 8 年 4 月を予定）

4 提出書類

- （１）委任状
- （２）支払金口座振替依頼書
- （３）１（１）の理由で申請する場合は学校生活管理指導表（１年以内）、（３）（４）については根拠書類

5 申請・提出期限

令和 7 年 5 月 16 日（金）厳守

担当

東京都立世田谷泉高等学校

経営企画室 増田

電話 03-3300-6131